柴田町都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年3月7日

柴田町長 滝 口 茂

柴田町条例第10号

柴田町都市公園条例の一部を改正する条例

柴田町都市公園条例(昭和45年柴田町条例第3号)の一部を次のように改正する。

米田市市内内国来的「田市中の「米田市来的別のの」が一間であるように改正する。						
	改	正 後		改	正 前	
万	別表第1(第2条、第7条関係)		月別	別表第1(第2条、第7条関係)		
	名称	位置		名称	位置	
	(略)	(略)		(略)	(略)	
	桜の小径公園	(略)		桜の小径公園	(略)	
	三名生公園	<u>柴田町大字中名生字西</u>				
		<u>宮前70番1</u>				

附則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。